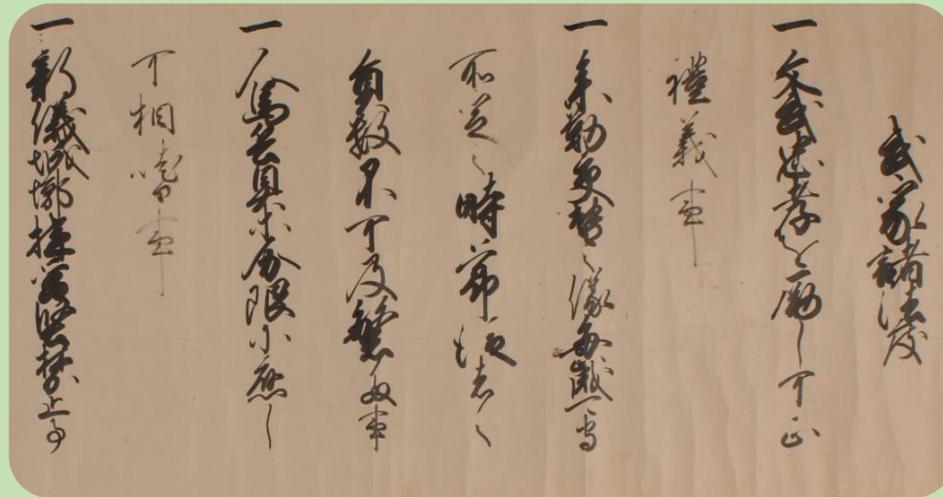


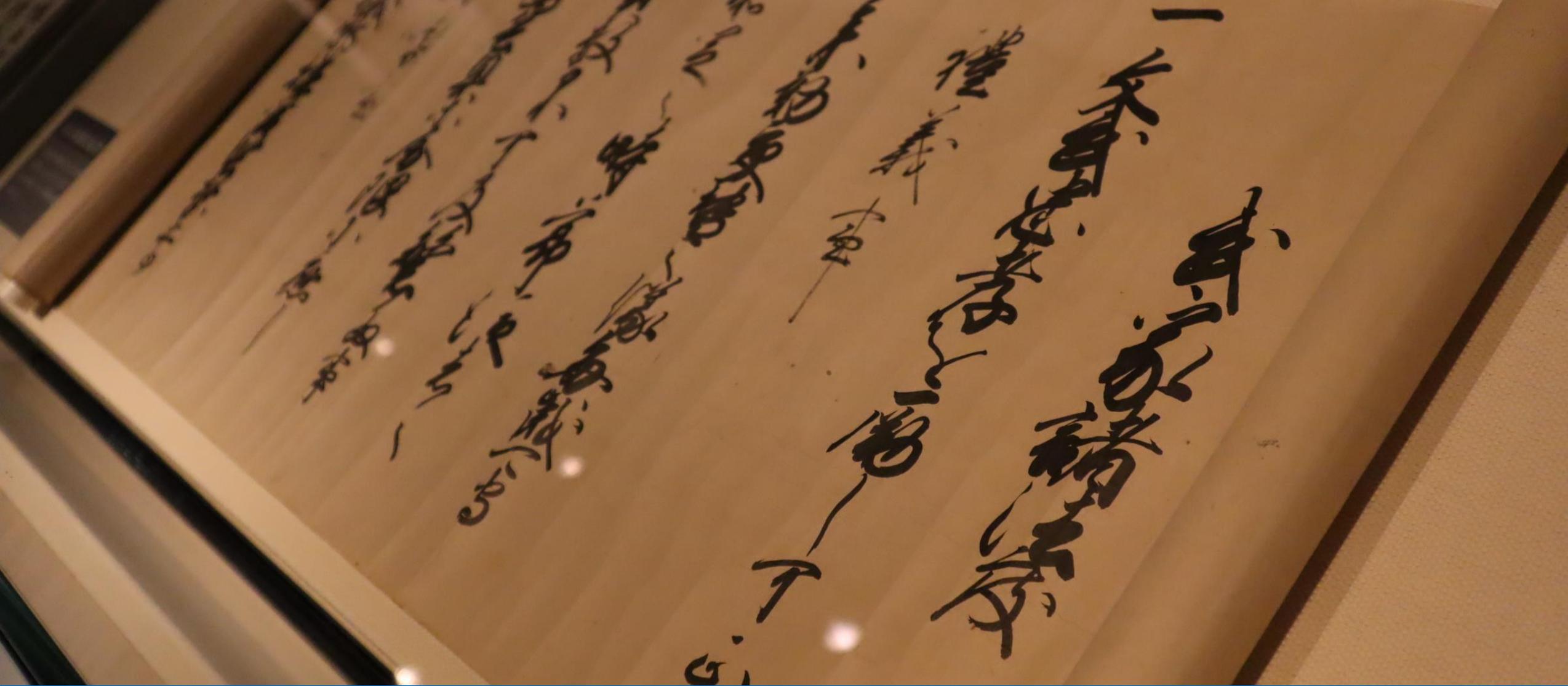
明治大学博物館 刑事部門

展示品紹介



ぶけしよはつと

① 武家諸法度



幕府は^{げんながねん}元和元年（1615）に、大名が守るべき
ことがらをまとめた^{ぶけしよはっと}武家諸法度を定めました。



とくがわいえつぐ

とくがわよしのぶ

だいが

7代徳川家継と15代徳川慶喜を除き、将軍の代替わりごとに

はっぶ

発布し、内容もすこしずつ改められます。

一、参勤交替之儀、毎歳可守

不之、時節、

負教不、

一、

一、参勤交替之儀、毎歳可守
所定之時節

(ひとつつ 参勤交替は毎年定められた時期を
守れ)

参勤

時者、

橋場、

次補、

は っ と さ ん き ん こ う た い せ い
この法度では、参勤交代制を定めたり、

一 新儀城郭構宮堅禁止事

(ひとつ新しい城郭をきずくことはかたく
禁止する)

一 新儀城郭構宮堅禁止事

一 新儀城郭構宮堅禁止事

一 新儀城郭構宮堅禁止事

一 新儀城郭構宮堅禁止事



一 新儀城郭構宮堅禁止事

新しく城をきずくことを禁じたりしました。

